

平成 27 年 12 月 18 日
内閣府地方創生推進室

地方創生加速化交付金の取扱い（案）について

27 年度国補正予算が本日（12 月 18 日）閣議決定されたところであるが、地方創生加速化交付金は、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において「特に緊急対応」として位置づけられたものであり（資料 2 - 2）、その趣旨を踏まえ、地方公共団体が地方版総合戦略に位置づけられた先駆性のある取組を円滑に執行できるよう、内閣府地方創生推進室として、地方創生加速化交付金の取扱い（案）をお示しするものである。

I. 基本的な考え方

- ① 今般の 27 年度国補正において計上された地方創生加速化交付金は、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現するため、また、「子育て支援」や「安心につながる社会保障」も含め「新・三本の矢」の取組に貢献するため、創設する。
- ② そのため、地域のしごと創生に重点を置きつつ、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策にも資する、効果の発現が高い分野を主な対象とする。
なお、地方版総合戦略に基づく各地方公共団体の取組について、先駆性を高めレベルアップの加速化を図る観点から、具体的な事業構築に当たっては、26 年度国補正予算の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）先駆的事业分（タイプ I）における特徴的な取組事例、地域しごと創生会議で紹介する特徴的な事例等も参考にしつつ、先駆性を有する事業を提出していただきたい。
- ③ 各事業毎に、ふさわしい具体的な K P I（重要業績評価指標）を設定し、P D C A サイクルの整備が必要である。特に、事業終了後に外部有識者や議会の関与等も含め効果検証を行い、その結果について、公表するとともに、国への報告を行う。

II. 予算額、補助率

1,000 億円、10/10

Ⅲ. 支援対象

1. 対象事業及び基準

原則として、以下の（イ）に掲げる事業分野のいずれかに該当し、（ロ）に掲げる事業の仕組みを全て備え、（ハ）に示す先駆性を有する事業を実施する場合を対象とする。

なお、

- ・ 26 年度国補正地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）先駆的事业分（タイプⅠ）における特徴的な取組事例
- ・ 地域しごと創生会議で紹介する特徴的な事例
- ・ 地域金融機関における特徴的な事例

を公表しているのので、先駆性を有する事業の構築に当たり、参考としてご活用頂きたい。

（イ）事業分野

各地方公共団体において、それぞれの総合戦略に位置づけられた（ないしは位置づけられる予定である）事業であって、地域のしごと創生に重点を置きつつ、一億総活躍社会実現に向けた緊急対策にも資する、効果の発現が高い分野を対象とする。

具体的には、以下のとおりである。

- （１）しごと創生・・・IT を活用した中堅・中小企業の生産性向上や新事業促進、農林水産品の輸出拡大、観光振興（DMO）、対日投資促進 等
- （２）地方への人の流れ・・・生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等
- （３）働き方改革・・・若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等
- （４）まちづくり・・・コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市 等

（ロ）事業の仕組み

- （１）地域経済分析システム（RESAS）の活用などによる客観的なデータやこれまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計がなされていること。
- （２）事業の企画や実施に当たり、地域における関係者との連携体制が整備されていること。
- （３）K P I が、原則として成果目標（アウトカム）で設定され、基本

目標と整合的であり、その検証と事業の見直しのための仕組み（P D C A）が、外部有識者や議会の関与等がある形で整備されていること。

（４）効果の検証と事業の見直しの結果について、公表するとともに、国に報告すること。

（ハ）先駆性

以下の観点から、先駆的事业であること（地方創生に関する従来の事業の成果を踏まえつつ、事業内容、実施体制、事業の手法に新規性のある取組であること等）。

特に、（２）官民協働、（３）地域間連携、（４）政策間連携の要素は重要であるので、申請に当たっては、そのうち２つ以上の要素について実施計画に明記すること。

（１）自立性

事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に行政からの補助金等に頼らずに、事業として自走していくことが可能となる事業であること。

（２）官民協働

地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

（３）地域間連携

単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

（４）政策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること。また、利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。

（５）事業推進主体の形成

事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に、

様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを持つ人材がその力を発揮できる体制を有した推進主体であることが望ましい。

(6) 地方創生人材の確保・育成

事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の確保や育成を目指すものであること。

(7) 国の総合戦略における政策5原則等

国の総合戦略における政策5原則（将来性、地域性又は直接性）の観点や新規性など、他の地方公共団体において参考となる先駆的事业であること。

2. 対象事業の取扱いについて

ソフト事業を中心とすることとしているが、ソフト事業と密接に関連するハード事業（施設整備事業等）は交付金の対象とする。

ハード事業については、ソフト事業と合わせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して、設定するKPI等の十分な向上が見込まれるものは対象とする。その場合であっても、ハード事業が太宗を占める場合（50%以上を目安とする）には、原則として、交付金の対象としない。

備品購入については、設定するKPI等の十分な向上が見込まれる場合には対象とする。

また、原則として、地方公共団体職員の人件費、個人や個別企業に対する給付事業及びそれに類するものは対象としない。

IV. 交付申請

(1) 地方公共団体ごとの申請事業数については、都道府県にあつては5事業まで、市区町村においては2事業までを目安とする。ただし、複数の地方公共団体が広域にわたり連携し、同一事業を実施する地域間連携の場合は、この限りでない。

地方公共団体ごとの申請額の上限は設けないが、一地方公共団体当たり
の上限として、都道府県にあつては4～8億円、市区町村にあつては4～8千万円を目安に交付を検討する予定である（注）。

（注）提出案件の内容等によっては、上記目安にかかわらず、交付し得

るものとする。

- (2) 2月中旬に実施計画の提出期限を設定する予定であり、3月中下旬を目途に交付決定を行う予定である。
- (3) 「Ⅲ. 支援対象」に掲げる事業の審査は内閣府地方創生推進室において行うこととする。
その際、
- i) 「(ロ) 事業の仕組み」で要件化しているKPIの設定と適切なPDCAサイクルが整備されていること
 - ii) 「(ハ) 先駆性」における(1) 自立性の要素
 - iii) 「(ハ) 先駆性」における(2) 官民協働、(3) 地域間連携、(4) 政策間連携の要素
- などを中心に審査した上で、交付決定を行う。
- (4) 先駆性やスケジュール等について不明な点については、内閣府地方創生推進室に相談して頂きたい。
- (5) 制度要綱、その他の制度運用、申請書のフォーマット等については、後日、連絡する。

<問い合わせ先>

内閣府 地方創生推進室 地方創生加速化交付金担当
03-3581-4213、4214